

質問者	当日/後日	質問/意見	質問・意見内容	回答
4	当日	質問	<p>和知地域内で飲食関係の仕事をしている者だが、東日本大震災による福島原発事故以来、東日本から来る食品原材料の放射能汚染が著しい。</p> <p>現在でも、独自に数値測定しているが、例えば、長野県からの原材料でも高濃度となっているし、静岡からのお茶についても、17ベクレルと言う数値が検出されるような現状がある。</p> <p>そうした中、京都にあるここ京丹波町では、質の高い豊富な野菜や農産物が生産される地域であり、全国的に見ても、京都は残された安全な食材を提供できる土地にある。</p> <p>それを、もし万が一の事故により失ってしまえば、多大なる影響が出る。</p> <p>そうなった場合、全てにおける完全なる補償を担保されるのか問う。</p>	<p>確かに、福島原発事故により、多くの農産物が放射性物質に汚染されたのは承知しており、数値が示す残留があるのは事実ではありますが、そこは、正確な知識によって無用な風評被害は避けなければならないと認識している。</p> <p>その上で、高浜地域の場合は、福島のような事態は起こさないと、原子力規制庁では新規規制基準を出しているものであるし、関電ではその対策を実施していると理解している。</p> <p>そうしたことが、万が一の事故時に想定する放射線総放出量が、福島と比較して千分の1という数値になっていると考える。</p> <p>当然、ゼロとはならないが、最大限の努力をするものである。</p> <p>そして、内閣総理大臣からも発言があったとおり、万が一そうした事故が発生した場合は、国民の生命、身体、財産を守ることが政府の重大な責務であり、責任をもって対処していくとされたものである。</p>
5	当日	意見	<p>将来に禍根を残さないという意味において、放射性物質の半減期の膨大な年数など、核燃料の廃棄の問題としては、到底採算の取れる話ではないと考える。</p> <p>であるならば、やはり原子力発電は稼働すべきでないと考える。</p>	<p>言われるとおり、核燃料の高レベル放射性廃棄物問題など、既に現前とある課題として、将来に禍根を残さないように解決していきたいと考える。</p> <p>一方、再稼働については、そういう原因を生み出すものであるが、不断に課題解決する努力をしながら、経済性、エネルギー安全保障、環境への適合性など様々な観点を踏まえて、さらに、エネルギー基本計画にあるとおり低減を目指しながら、再稼働を進める必要があると認識しているのご理解いただきたい。</p> <p>当然、その上には安全性の担保が前提であるため、原子力規制委員会による基準により審査されているものと理解している。</p>
6	当日	質問	<p>本日の新聞報道にもあったが、関西電力は来年1月にも高浜原発を再稼働させたいとなっていた。</p> <p>また、一方で福井地裁による稼働差止め仮処分決定が出されている。</p> <p>さらに、多くの不安の声がある中で、急いで稼働を進めるのはどういう意図があるのか。</p>	<p>エネルギー基本計画にあるとおり、将来的な低減を目指しながら、再稼働を進める必要があると認識しているのご理解いただきたい。</p>
12	12月3日	質問	<p>原発再稼働に対する地元同意が必要と言われているが、誰の同意が必要で、どのようにすれば同意となるのか問う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地元自治体の同意は、法令上、原発の再稼働の要件ではありません。 ●再稼働に当たっては、地元の理解を得られるよう取り組むことが大切ですが、その範囲や方法については、各地の事情が様々であることから、国が一方的・一律に決めるのではなく、各地とよく相談して対応することが重要であると考えています。 ●関係者とよく連絡を取りつつ、適切に対応してまいります。
12	12月3日	質問	<p>現在でも、福島県など自宅に帰宅できない人々が存在するが、高浜発電所で福島のような重大事故が発生した場合、誰がどのように責任を取るのか問う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一事故が起きた場合、政府として、国民の生命、身体及び財産を守ることは重大な責務であり、責任をもって対処します。 ●また、事業者は、原発の運転主体として、再稼働を行うか否かの判断をし、炉を安全に運転する責任を有します。万が一事故が起きた場合、事業者はその責任を全うしなければならないことは当然です。 ●なお、原子力災害により多大な被害を受けた福島の復興・再生については、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて推進すべく、財政面も含めた総合的な措置を進めているところです。また福島の復興・再生を加速させるため、政府は「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定し、廃炉汚染水対策や避難指示解除に向けた環境整備に全力を挙げております。福島の復興は政府の最重要課題であり、引き続き1日でも早い復興の実現に向け取組を進めてまいります。
12	12月3日	意見	<p>原発の安全について、新規規制基準に合格したとされているが、一方「100%は有り得ない」と言われている。</p> <p>現在、原発再稼働していなくても電力は充足しているし、自分達も節電に努めるので、原子力発電は廃止にするべきである。</p>	<p>意見のため回答無し</p>
15	12月7日	質問	<p>日本における資源エネルギーの確保は大切なことであり、特に化石燃料については国外に依存しているので、不安定要素のあることは確かである。</p> <p>アベノミクスの実現伸長に向けては大切なことかもしれない。</p> <p>国内企業の国際競争力について、原子力にたよる安価なエネルギーによる経済上の効果、日本の貿易収支の改善策等考えると、早期の原発稼働は、安定、安価(当面でみると)なエネルギーとして必要となるかもしれない。</p> <p>しかし、その事由と、危険性や原子力廃棄物処理を考察し、さらに、地域環境保全を考慮したとしても、天秤にかけて住民を説得するにも無理があると思うが、如何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原発の再稼働は、①エネルギー安全保障、②地球温暖化対策、③経済性といった観点から重要であり、経済の健全な発展や国民生活の安定に不可欠です。そのため、安全の確保を大前提に、再稼働を進めてまいります。 ●原発の安全性については、原子力規制委員会が世界最高水準の新規規制基準の下で判断していくこととしています。この新規規制基準は、これまで明らかになった福島第一原発事故の教訓を踏まえ、IAEAや諸外国の規制基準も確認した上で、重大事故(シビアアクシデント)を発生させない対策や、万が一重大事故が発生した場合にも対処できる対策を要求しています。これらにより、世界でも進んだ規制基準を定めている米国やフランスと比較しても、遜色のない規制水準となっています。その上で、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。 ●高レベル放射性廃棄物の最終処分については、現に廃棄物が存在している以上、原発の再稼働の有無にかかわらず現代の責任として解決すべき課題です。そのため、本年5月、最終処分法に基づく基本方針を改定し、科学的有望地を提示するなど国が前面に立って取り組む方針としたところです。国民との丁寧な対話を重ねながら、一歩ずつ着実に取組を進めます。 ●原発の再稼働をはじめ原子力政策については、周辺自治体を含む地元関係者や国民の皆様の理解を得られるよう取り組むことが大切です。原子力の重要性や再稼働の必要性について、一層の理解が得られるよう、引き続き様々な機会を利用しながら、地道に丁寧な説明を尽くしてまいります。

質問者	当日/後日	質問/意見	質問・意見内容	回答
16	12月7日	質問	資料Ⅲ「エネルギー政策における原子力発電の位置付け」内容に関して、(P41)3E+Sに関して、3E内容には理解を持っているが、福島事故を踏まえSを何故に最優先としないのか？以下のそれぞれに対し、方針はお持ちであるようだが、「福島における指定廃棄物処分未確定」、「高レベル廃棄物処分場、及び方法未確定」、「核エネルギーサイクル未成立」という世界的にも人類が安定安心できる技術、合意がそれぞれにままたまならない現状において、再稼働に向けてどのように安全性を最優先に考え、その上で担保出来ていると説明できるのか、お答えいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。 ・指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の責任で処理することとしており、環境省が早期の処理に向け取り組んでいるところです。福島県内の指定廃棄物については、昨年12月に、ご地元から既存の管理型処分場の活用を容認いただいたところです。今後も引き続き、ご地元のご理解を得ながら、安心・安全の確保に万全を期して、早期の事業開始に向け、関係者との調整に取り組んでいきます。 ・また、高レベル放射性廃棄物については、国際的にも広く採用されている地層処分を行う事としており、具体的には、廃棄物を金属容器に封入し、締め固めた粘土で覆った上で、これを地下300mより深い安定した岩盤に埋設することとしています。この地層処分については、我が国においても、1970年代からの長きに亘る研究の成果として、段階的な処分地選定調査を適切に行う事で、処分地に適した長期的に安定した場所を確保することが可能とされています。こうした評価を含め、地層処分の技術的信頼性について理解が得られるよう、丁寧な対話を重ねてまいります。 ・一昨年に閣議決定されたエネルギー基本計画にあるとおり、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針」としており、自治体や国際社会の理解を得つつ、推進をする方針です。なお、六ヶ所再処理工場については日本原燃(株)が、2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃(株)は2018年度上期の竣工を予定しています。
16	12月7日	質問	資料Ⅲ「エネルギー政策における原子力発電の位置付け」内容に関して、(P42)再エネが1)というのには理解できるが、電気が何とか賄えている現状において、大前提と言いつつも確たる安全性の担保がない現状において何故に2)に位置付けるのかわからない。余りに短絡的と感じるのだが、より納得できるご説明を頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、震災前に長期間停止していた火力やあまり稼働していなかった火力、コストの高い石油火力への依存、定期検査の繰り延べなどによって、供給力を確保している状況にあるなか、原子力の再稼働によって火力等の万一のトラブルへの対応力も増すことから、再稼働によって供給力が積み増される効果は大きいです。 ・また、原子力発電所の長期停止による発電用の燃料の輸入増などによって、貿易収支が悪化するともに、電力会社の財務状況も悪化しています。この結果、相次ぐ値上げ等により、電気料金の全国平均単価が震災前に比べて家庭用で約25%、産業用で約40%上昇するなど、国民生活や産業活動に大きな影響が及んでおり、国民の皆様の負担を軽減する観点からも再稼働は必要です。 ・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。
16	12月7日	質問	資料Ⅲ「エネルギー政策における原子力発電の位置付け」内容に関して、(P43)同様に、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先」と唄いつつ、世界で最も厳しい水準の規制基準であれば「原子力規制委員会規制基準」の適合を持って、安全が担保されたと言い切れるのか？果たして論理的に矛盾はないのか？新たな省庁を跨いだ単なる神話の創造としか思えないのだが、我々が現在も福島事故の現状を常に意識している中でのこの疑いにお答えいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、世界最高水準の新規性基準に適合すると認められた原発について、その判断を尊重し、再稼働を進めてまいります。 ・一方、「絶対的な安全」、すなわち「100%の安全」や「ゼロリスク」ということはない。むしろ、「絶対的な安全」という考え方が、安全神話につながることは避けなければなりません。 ・その上で、原子力については、不断に安全性の向上を図っていくことが重要であり、規制当局と事業者の双方が継続的に安全性の向上に取り組むことが重要であると考えています。
16	12月7日	質問	資料Ⅲ「エネルギー政策における原子力発電の位置付け」内容に関して、当然のことながら、福井地裁による原発再稼働差し止め仮処分決定文の内容は御周知と思うが、その文面中の司法による「原子力規制委員会規制基準」及び「事業者認識」の安全性を危惧する判断に対し、世界で最も厳しければ安全と認定する御庁の認識との相違内容とその正当性の根拠をお答えいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘の訴訟については、政府は当事者ではないため、判決について見解を述べることは差し控えますが、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的判断に委ね、同委員会により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第五号)等に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めてまいります。その際、「安全神話」に陥ることなく、更なる安全性の向上を不断に追求します。
16	12月7日	質問	資料Ⅲ「エネルギー政策における原子力発電の位置付け」内容に関して、(P44)不断に安全性を追求していくという姿勢を述べられているが、司法と見解が異なる現状において更に時間をおいて再稼働を延期し、国民の人格権をより侵害しない判断となるような「原子力規制委員会規制基準」以外の第2番目の判断基準による検証法とも併用すべきではないかと考えるが、お考えとその根拠をお教えいただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発事故の教訓を踏まえ、独立した立場で原子力の規制を一元的に担う組織として原子力規制委員会が設置されました。 ・このため、原発については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、独立した原子力規制委員会が、専門的知見に基づき、一元的に安全性を審査することとしております。 ・その上で、原子力については、不断に安全性の向上を図っていくことが重要であり、規制当局と事業者の双方が継続的に安全性の向上に取り組むことが重要であるとと考えています。